

令和2年度 第3回恵庭市情報公開・個人情報保護審査会

令和3年3月8日(月) 11時00分～

市役所3階 301・302会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 諮 問

4 議 事

【諮問事項】

- ① 防災行政無線（個別受信機）更新業務に係る氏名及び住所の目的外利用について

5 その他

6 閉 会

第8期 恵庭市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日) ※50音順

氏 名	経 歴 等
大 岩 則 子	平成27年7月1日～(3期目)
亀 石 和 代	個人情報保護審査会：平成13年7月1日～平成19年3月5日 情報公開・個人情報保護審査会：平成19年3月6日～ (通算10期目)
白 崎 亜紀子	平成27年7月1日～(3期目)
松 本 史 典	平成25年7月1日～(4期目) 行政書士(松本史典法務事務所)
森 田 祐 一	平成26年5月22日～(4期目) 弁護士(恵庭法律事務所)

会議出席事務局職員及び説明員名簿

事 務 局 職 員	
氏 名	所 属
横 道 義 孝	総務部長
山 本 颯	総務部次長
栗 野 雅 文	総務部総務課長
根 深 忠 大	総務部総務課 法制担当主査
宮 腰 侑 希	総務部総務課 法制担当主任
説 明 員	
氏 名	所 属
藤 野 真一郎	総務部基地・防災課長
福 嶋 秀 斗	総務部基地・防災課主査
三 浦 光 騎	総務部基地・防災課主事

様式第10号

個人情報保護制度運営審査諮問書	
第 号	
令和 年 月 日	
恵庭市情報公開・個人情報保護審査会	
会長 亀 石 和 代 様	
恵庭市長 原 田 裕 ㊟	
恵庭市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により個人情報保護制度の運営審査事項について諮問いたします。	
諮 問 事 項 の 区 分	☒ 本人以外のものからの収集(第7条第3項第6号) ☒ 思想、信条及び信教に関する個人情報その他社会的差別の原因となる個人情報の収集(第7条第5項第2号) ☒ 目的外利用(第9条第1項第4号) ☐ 外部提供(第9条第1項第4号) ☐ オンライン結合による提供(第10条第2項) ☐ 開示をしないことができる個人情報の判断(第18条第5号)
諮問事項に係る個人情報 の件名又は内容	防災行政無線(戸別受信機)更新業務に係る氏名及び住所の目的外利用について
諮 問 内 容	災害対策基本法第51条により、市は災害に関する情報の伝達に努めなければならない旨の規定がされています。また、同法第42条により、情報伝達に関する事項を市町村地域防災計画に定めることとされており、恵庭市地域防災計画(一般災害対策編)第4章第7節及び第5章第6節3に確実に情報伝達が行えるよう多様な情報伝達手段の整備、情報伝達の方法について明記しているところです。 令和3・4年度には、情報の伝達に資する既存の防災行政無線の設備の更新を行います。屋外拡声子局から放送が届かない範囲に住む住民や、土砂災害による住家被害が懸念される地域に住む住民がいることから、家屋内で無線放送を聞くことができる戸別受信機設置の要否確認が必要となります。また、聴覚障害者(4級以上)にあつては、視覚でも識別できる装置を付した戸別受信機設置の要否確認が必要となります。 以上のことから以下の2点の個人情報を目的外利用することについて諮問します。 (1) 当該地域に居住する者の氏名及び住所 (2) 聴覚障害者(4級以上)の者の氏名及び住所
主 管 課	総務部基地・防災課

**防災行政無線更新事業に係る
住民基本台帳及び身体障害者手帳情報の目的外利用について**

1. 目的

本市では、平成 13 年～15 年にかけて、防災行政無線をアナログからデジタルに更新し、運用を行ってきたところですが、電波関係法令の改正や、機器等の劣化・修理部品の生産停止などの理由により、令和 3 年～4 年に更新工事を行います。更新工事では、屋外拡声子局の更新を行うほか、戸別受信機の更新も行うところであり、当機器設置における同意・不同意を確認し、戸別受信機を貸与するために行うものです。

2. 実施主体

調査はすべて恵庭市にて実施【所管：総務部基地・防災課】

3. 個人情報の区分

- ・住民基本台帳 【生活環境部市民課】
- ・身体障害者手帳情報 【保健福祉部障がい福祉課】

4. 調査手段

- ①住民基本台帳より、屋外拡声子局の放送が届かない地域、土砂災害による被害が懸念される地域に住む者の氏名・住所を把握。
身体障害者手帳情報より、聴覚障害者（４級以上）の者の氏名・住所を把握。
- ②住民基本台帳・身体障害者手帳情報により得た対象者に対して、戸別受信機（聴覚障害者（４級以上）に対しては、文字表示を行う機器を付した戸別受信機）の設置の同意・不同意を確認するため、文書を発送。
- ③同意書の提出があった者の氏名・住所を工事施工業者へ提供し、令和 4 年度に戸別受信機を設置。

5. スケジュール

- ・令和 3 年 3 月下旬～ 情報抽出
- ・令和 3 年 4 月上旬～ 確認文書発送（1 回目）
- ・令和 3 年 4 月下旬 同意・不同意書の回収（1 回目）
- ・令和 3 年 4 月下旬～ 確認文書発送（2 回目）
- ・令和 3 年 5 月上旬 同意・不同意書の回収（2 回目）
- ・令和 4 年 7 月～ 戸別受信機の設置